



Title	ニューイングランドの清教徒植民者に就て
Author(s)	佐藤, 昌彦
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 11, 152-172
Issue Date	1945-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10724
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_p152-172.pdf



ニューイングランドの清教徒植民者に就て

佐藤昌彦

一、序 言

一六〇〇年代の初期に、英國から北米ニューイングランドに渡航した植民者は、一般に、清教徒 (Puritans) と稱せられる宗教上の立場を保持する人達であつた。アメリカの其後の發展に對し、之等の清教徒が、重大な役割を演じた事は周知の如くであるが、私は本稿に於ては、清教徒の宗教的及び政治的思想について、考察を加へやうとするのである。

一般に清教徒の思想は民主的であるとされ、アメリカの民主主義の淵源は其處に發して居ると説かれて居る。^{註一}而してかゝる民主思想は、カルビンから發するものと見られて居るのである。^{註二}然し清教徒と稱せられる集團は實はその中に多數の分派を含むのであり、若し之を大別するならば長老派 (Presbyterians) と分離派 (Separatists, Independents) とに區別する事を得るのである。而も此の二者の思想は、清教徒として概観すべき場合には、或る共通點を有するが、若し清教徒を分派單位に考察すべき場合には、甚だしく相反する主張と實踐とを有するものと見なければならぬのである。而して此の共通點と不一致點とを有する二集團は、英國^{イングランド}に於て發生したものであるが、アメリカに於て植民初期に夫々特有の發展を行つて居るのである。假にアメリカの思想の特質を、

その民主主義なる點に求めたとしても、その淵源を此の兩者の何れに求むべきかは、夫々の思想塊の精細な検討なくしては、到底不可能な事と言はなければならぬ。本稿は、かゝる清教徒の中の二分派の思想を、その始源に遡つて解明する事を目的とするものである。

二、清教徒の成立

英國イギリスは、特異な經過によつて宗教改革を遂行した。即ちヘンリー八世がその婚姻に關する事件を契機として一五三三年にローマ教會との關係を斷絶した時、議會は之を助けて、宗教改革的立法を次ぎ次ぎと行つたのである。王を英國教會の唯一最高の首長とする「首長令」(Act of Supremacy)や、王の最初の婚姻から生れた子等の王位繼承權を奪つて、之をアン・ボレインの子孫に與へる「繼承律」(Act of Succession)はその中の重要なものである。斯の如き王と議會との共同動作によつて、英國の宗教改革は完成し、英國國教會(Anglican church)が成立するに至つたのである。此の宗教改革の様式は、大陸の夫とは甚だ異なるものであり、一見した所は、ヘンリー八世の氣まぐれから出た行爲の結果であるかの如くにさへ見える。然し、たとへその行動の動機は王の恣意に求む可きものであるにせよ、必ずしも常に王の行動に賛意を表するものでない議會が、王に斷乎たる國民的支持をあたへ、その氣まぐれの行動に、國民的效果を付與した事は、注目されなければならぬ。此の點に着目するならば、此の宗教改革は、表面に現はれた所よりも、甚だ深い根據を有するものと考へなければならぬ。即ち當時の國民的意識の中には、王に對する忠誠の念が深く存在した事、強力な反僧侶的感情が勢力を占めて居た事、を見なければならぬ。かゝる念慮は何れも、王を中心として、ローマから、又舊教的權威國家からの干渉を排除して、英國家の國民的發展を計らうとの願望のあらはれに外ならないのである。英國教會は斯の如き根據に立つて、成立するに至つたものであるから、かゝる宗教改革を成就した人々が、改革後に於ても、教會及び國

家に於ける絶対主義を堅く遵奉し、王及び僧正の絶対的な味方となつた事は當然であつた。かゝる人々は當時の英國人の大多數を占めて居たのであるが、彼等を支配したものは、實に封建的精神であつたのである。即ち改革は未だ個人の魂をゆり動かし、封建的身分を破壊するには至らず、彼等は、社會秩序の根幹をなすものは、支配者に對する臣下の忠誠であると考へ、之は教會と國家との合一によつてのみ可能であると信じて居たのであつた。臣下なる市民は、同時に教會及び國家の中に生れ、彼等はかくてその宗教的並に現世的君主への忠誠の義務を負ふのであつた。權威は、教會の夫も國家の夫も、共に神に由來するものであり、王と僧正とは神にのみ仕へるキリストその人であつたのである。

斯の如き立場に立つ人々は、英國人中の大多數であつたのであるが、時の經過と共に、此の立脚點の有する弱點が明白にされ、之に反する立場が當時の社會層の裂開に沿つて次第に形成される事となつた。上述の主張を仔細に吟味し、又國教會が現實に採つた制度を見れば、其處には尙、ローマ的なものが多分に殘存して居る事が明かとなるのである。王と僧正とを絶対のものとする事は、法王に始まる階層的僧職者の絶対權威を肯定する事と殆ど差異はないのである。王と僧正とのみが、神にのみ仕へるキリスト其人であるならば、「すべての信仰者は僧」なるルツターの大主張は何處かへ失はれる事となり、宗教改革の大精神は、地に棄てられる事となるのである。若し英國の宗教改革が王に對する忠誠の念の顯揚のみ目的として居たならば、夫は當然とも言ひ得やうが、夫は矢張り一個の宗教改革であつたのであるから、プロテスタントの精神が見失はれる事は、宗教的な人々にとつては耐え難い所であつた。かくて國教内に存するローマ的殘物を一掃し、宗教改革の「純粹」を保たうと欲し、之を實行せんとする人々が生ずるに至つたのである。第一の立場に立つ人々は、國教派 (Anglicans) と呼ばれ、第二の立場に立つ人々は、上述の如きその目標からして、清教徒 (Puritans) と呼ばれる事となつたのである。清教徒の主張は、右の如く、純粹に改革的なるものゝ貫徹にあつたのであるが、國教派の主張が、現世

の支配者なる王を精神界の支配者たらしめんとし、又同時に精神界の支配者なる僧正を現世の支配者たらしめんとした點に、神學と政治との奇異な結合があつた如く、清教徒に於ても、その主張は神學と政治との混淆となつて現はれたのである。即ち彼等は、神權に代ふるに信仰者を以てしやうとしたのである。清教徒に於ても、王を精神界、俗界の支配者として認める事は、國教派と同様であつたが、僧正の權威に代ふるに、信仰者のあるものを以てしやうとしたのであつた。即ち僧正に代ふるに「選ばれたる者の奉仕」の原理を以てしたのであつた。國家教會の制度を維持しつゝ、教區の支配を、俗人によつて選ばれたる最善最賢の人達、即ち所謂「長老」(Presbyters)を以てしやうとしたのである。此の故に之等の人々は、長老派(Presbyterians)と呼ばれる事となつたのである。此處で注意を要する事は、「長老」は必ずしも信仰者のすべてではないと言ふ事である。夫は選ばれたるものであつて、その選ぶ方法がたとへ信仰者の多數が自身の力によつて選ぶにあるにせよ、選ばれたる者は選ぶ人々より遙か上位にあるのである。即ち選ぶ者は同質同等ではなく、信仰者の間には、優れたるものと然らざるものとがあり、長老は此の優れたる人々であると言ふのがその前提なのである。かゝる思想は明かに、後述する如く、ウイツテンベルグから傳來したものでなく、ジュネーブ的なものに外ならないのである。かゝる主張の支持者はロンドン市民の大多數であり、又地方のジェントルメン(Gentlemen)の中にも、可成りの信奉者を得て居たのである。^{註三}斯の如き長老派の主張を見れば、夫が清教徒を發生せしめた宗教改革の貫徹と言ふ主張に充分に忠實でない事は、明かであらう。夫は僧正に代ふるに長老を以てしたのであり、すべての信仰者は、未だ教會のすべてに参加する事を得ないのである。かくして清教徒中に、その分派或は正しくは第三の黨派が發生する事となつたのである。之等の人々は、僧正或は長老によつて、支配せられる事を欲せず、同等な心の人達と集合し、且つ地方的自治の基礎の上に、獨立なる教會をつくる事を欲したのであつた。之は、ルッターの主張の終局的な表現と見る事を得るものであり、又全清教徒運動の最左翼であつて、同時に又社會的下層者の新しく目ざめ

た氣運を表現するものに外ならなかつたのである。いはゞ彼等は、革命的個人主義者であり、その主張に忠なればなる程、國教會と離れ、かくして結局に於ては、王に叛き去る事ともなるのである。彼等はパウロの命「主いひ給ふ、汝等かれ等の中より出で之を離れ穢れたるものに觸るゝなかれ」(コリント後書第六章十七節)を文字通りに取つたものであつて、此の故に彼等は、分離派(Separatists)或は獨立派(Independents)と稱せられる事となつたのである。ルツターの主張は、一途に神の國を目指すものであつて、政治的デモクラシイは彼の觸れる所ではなかつたが、精神界と俗界とを現實の生活に於て分離する事の不可能な俗人にあつては、特に當時の状態にあつては、ルツターの主張からの論理的結論として、政治的デモクラシイを引き出した事は免かれ難い所と言はなければならぬ。然し分離派の主張は、あくまでも神學上の根據に立つて居たものであつて、後の民主主義の夫とは甚だ異なる點を有して居た事は、特に注意を要する點であつて、此の事については次に詳論する。ともかく斯の如き主張が、革命的性質を有するのは勿論であつて、此の熱情的主張の中には、後のチャールズ時代にその勢力を得た各種の宗派を分つ事を得るのである。今、その例をあげれば、第五王國派(Fifth Monarchy Men)、再洗派(Anabaptists)教友派(Society of Friends, Quakers)シーカース(Seekers)組合派(Congregationalists)等が之である。第五王國派は、キリストの再臨と至福千年(Millennium)が近づきつゝある事を信じたものであり、再洗派は、男女を問はず、薄暮に小川の流れて、之に改めて洗禮を施したものである。註四又教友派は、彼等の信仰を肉體の震動によつて表明したものであつて、此の事から彼等に震動者クエーカーズの名稱があたへられたのである。更に、シーカースは、清教的急進主義の最も完全な表現であつて、宗派と言ふよりは寧ろ、個人の集合と見る可きものであり、眞の教會を遙かの光明の中に求めんとする人々であつた。高名のクロムウエルミルトンも此の派の人々であつたのである。註五最後に組合派は、各教會の完全な自治と、國家からの獨立を主張するものであつて、此の點に於ては、最も現實的な分離派中の一分派であり、一六二〇年にプリマウス(New Plymouth)に渡つた、ピ

ルグリムスファアーズ (Pilgrims Fathers) は此の組合派に屬する人々であつたのである。

斯く多數の分派をその中に含むとは言へ、分離派の人々は、何れも神によつて認められたユートピアへの夫々の特殊な道をあゆむものであつて、既存教會の束縛を無視し、社會的統一の價値を否定した人々に外ならないのであつて、彼等を尊大な個人主義者と呼ぶ事も可能なのである。而して又、斯の如き雜多な主張を有する各分派が、分離派の名の下に一括されるのは、夫等が單に國教會からの分離獨立なる點に於て一致するのみでなく、夫等が何れも英國民生活上の確定的原理の探求に於て、國教派及び長老派と相異なる道を行くものである點に於て一致するからであると考へなければならぬ。宗教上の主張は、彼等の身にまとふ色とりどりの衣裳なのであつて、その中核をなすものは、國民生活の確定的原理の探求に對する熱烈な努力なのであつたのである。

以上、述べた所から略々明かとなつた如く、一五三三年に始まる英國の宗教改革によつて生じた宗派は、國教派と清教徒とであるが、實は後者は長老派と分離派とに分たる可きものである。而してニューイングランドの植民者は之等後の二派の人々であつたのであるから、英國に於ける社會的背景を失つて、かゝる異質的思想塊がアメリカに於て如何なる發展をなしたかは、極めて興味ある事柄と言はなければならない。その上注意すべきは上述した如き、清教徒思想の確定的形態は、一六四二年の所謂清教徒革命の如き大事件を経て始めて夫と確言し得るのであつて、一五三三年の宗教改革から清教徒革命に至る百年間は、清教徒思想が地平線下から地上への出現の過程であつたのである。又特に初期スチュワート家が神權によつて統治した一六〇〇年代の初期は、國教派が嚴重に長老派の擡頭を抑壓した時代であつたのである。而して長期議會(一六四〇年—一六四二年)の初期の頃は、長老派の勢力が次第に推積した時代であり、又清教徒革命當時は分離派の最盛期時代であつたのである。故に一六〇〇年の始めに英國を去つた清教徒は、いはゞ潛在的長老派、潛在的分离派とも言ふ可きものであつて彼等がアメリカに於て示した所は、彼等が英國にあつて行はんとした意圖の表現に外ならないのであり、而もか

ゝる意圖が、新らしい環境に於て、その本来目指した線から如何なる變移を示したかは、まことに興味ある事と言はなければならぬ。但し組合派は、後述する如く此の點について特別な位置にあつた。次章に於ては、かゝる二郡の思想塊の一層詳細な検討を行ふ事とする。

三、教會の意義と思想の移植

清教徒は、宗教改革の當然の結果として、出現したものであつたから、國民と議會の大多數の支持を受く可きものではあつたが、王と之を支持する宮廷人は、當然に國教徒であり、ある時は、舊教的色彩をさへ有して居たのであつたから、彼等の辿つた經路は決して恵まれたものではなかつた。殊にアメリカへの植民が大いに行はれた、一六〇〇年時代の初期は、上述の如く、その被抑壓時代であつた。その上チャールズ一世（一六二五年—一六四九年）の治世に、カンタベリーの大僧正となつたロード（William Laud）は極端な保守主義者であり、教會と國家との結合及び教儀儀式の嚴守を主張したから、國教徒と清教徒との争は公然たるものとなり、而も夫は後者の不利に展開したのであつた。ロードは宗教裁判所、殊に最高法院を後楯として、大學と僧侶の肅正を斷行し又過度に新教的な説教を取縮つたのである。清教徒の私の禮拜堂は閉鎖され、その集會は禁止された。此の時代は、大陸に於ては舊教諸國の勢力の伸張した時代であつたのであるが、英國に於ても之を反映し、寛容はかへつて舊教徒の上に恵まれ、清教徒は怨恨と苦惱の日々を送らざるを得なかつたのである。かゝる反動時代に於ては、清教徒のユートピアは未だ明確な形をとるに至らず、清教徒殊に分離派の希望であつた、クロムウエルの革命の如きが起らうとは未だ夢想し得なかつたのである。

斯る時代に於て、清教徒の多數が、英國を去つてアメリカに渡つたのは當然であり、彼等は未だ地平線下にある彼等のユートピアを新天地で實現しやうと試みたのであつた。即ち一六二〇年にはメイフラワーに乗じてプリ

マウスに渡つたビルグリムスファーズがあつた。彼等は上述の如く、分離派中の組合派に属するものである。之等の人々の成功に刺戟され、一六二七年頃から清教徒の指導者は、ニューイングランドに植民地を形成すべく移民を送り、次第にその數を増し、一六三〇年にはウインスロップ (John Winthrop) が一千人の團體を率いて移住する事となつた。彼等はポストンを中心として植民地を形成したのであるが、プリマウスの人々とは異つて長老派に属する人々であつたのである。ニューイングランドに於て、此等の二大勢力團は、如何なる社會集團を形成しやうとしたのであらうか。當然に彼等は、その基く所の宗教上の意見によつて、植民地に於ても此の主張する教會を樹立せんとした。否樹立したのである。而も此の當時にあつては、教會は即ち市民社會であつた。教會組織が即ち市民社會の組織であり、教會組織法は同時に社會法であつたのである。故に次に教會組織に關する彼等の主張を、キリスト教の始源に遡つて検討する事とする。

元來、キリスト教は教會組織について、如何なる意向を有し、又夫は如何なる線に沿つて展開したものであらうか。キリスト自身は、今日の聖書を信賴すべきものとすらば、その教への中に於て、教會なる語を只二回しか用ひて居ないのである。一は眞の意義の教會即ちメシア的「神の選民」なる普遍的意義に用ひた場合であつて、之はマタイ傳第十六章十八節に現はれて居る。又他の一回は、ユダヤのシナゴグ (Synagogue) に對應するローカルな意義を有する場合であつて、之はマタイ傳第十八章十七節に現はれて居る。若し現實の信仰者の團體について問題にするならば、之に關してキリストの意圖した所を明かにしなければならぬが、キリスト自身は、夫が如何なるものであり、又如何なるものである可きかについては、何事も言つて居ないのである。然しキリスト教の原始時代には、信仰者は彼等自身をユダヤ教派の一と考へて居たと思はれるのである。(使徒行傳第九章二節^{註六})。従つてその集團は、ユダヤ教團の例にならつて年長者 (Elders) によつて支配され監督されたものと考へられるのである。(ルカ傳第四章十六節)。即ち原始キリスト教會は、ユダヤの長老制であつたものゝ如くで

ある。然るに次第にキリスト教が、異邦人の間に擴まるに従ひ、教會の組織は、やうやくギリシヤ的となつて行つたのである。此の時、ギリシヤの各都市にある特權市民の支配團體エクレスシア (Ekklesia) が教會組織の發展に指導的役割をつとめたのであつた。^{註七} 夫は單にエクレスシアなる語が、教會を指して用ひられる様になつたばかりでなく、教會の内容も亦エクレスシアに従つて形成される事となつたのである。而してかゝる教會のギリシヤ的展開は二つの方向に向つて行はれた。その一は、教會を支配するものは、選ばれた人々の團體である事であつた。教會が、キリストの一個の精神を共有する同志の人々の集團である事は、ギリシヤの都市國家が、自由な市民の集團である事と同一であると見るのであるが、更に、ギリシヤの都市が、王或ひは貴族、或ひは其他の優れたる人或は人々によつて支配されるが如く、教會も亦選ばれた職務擔當者によつて支配される事となつたのである。此處に於てユダヤの長老主義がギリシヤの根據を有する事となつたのである。かゝる職務擔當者は、信仰者によつて選ばれたものであるが、使徒によつて任命されるのが原則であり、信仰者の中に於ても神の賜物に恵まれた人々であつて、長老、及び執事と呼ばれて居たのである。(ピリピ人への書第一章一節、使徒行傳第六章二節—六節、テモテ前書第五章十七節、テトスへの書第一章七節—九節、使徒行傳第六章一節—二節、使徒行傳第十一章二十九節—三十節、使徒行傳第二十章十七節、使徒行傳第十四章二十三節、テトスへの書第一章五節、ペテロ前書第五章一節、使徒行傳第一章十五節—二十六節)。

次にギリシヤ都市國家からの類推の第二の方向は、都市相互間の關係の教會相互間の關係への準用に關するものであつた。ギリシヤの諸都市を統一して、之を支配する唯一の都市が存在しなかつた如く、多數の教會から成る一の教會は存在しなかつたのである。パウロは各々地方教會に夫自身の統一をあたへた。即ち各々はキリストの體であり、神の聖所と考へられたのであり、普遍的教會は存在せず、又存在すべきものと考へられなかつたのである。^{註八} 従つて使徒時代、又それに續く時代に於ては地方的自治が全教會の組織の根幹をなして居たのである。

以上の論述を要約すれば、原始教會は、ユダヤ的遺産を基礎として居たが、使徒時代以後は、夫を發展せしめギリシヤ都市及びギリシヤと同様の組織を有し、各地方教會を支配するものは、長老者或は長老者團であるが、各地方教會そのものには、自治が認められて居たと言ふ事になる。然し組織はすべて流動的なものであり、發展的なものであつて、その中に含まれて居る各分子が、夫々の時に應じて、顯著な發達をなすものである。教會組織も亦、上述した如きものに固定すべきではなかつた。即ち夫は形式でなく、實體であつたから、夫々の時によつて發展すべき性格を有して居たのである。先づ斯る教會組織から時の経過と共に老大なカソリック教會が成立する事となつたのである。

カソリック教會は、先づ、各地方教會を支配する長老者團の中に、專任の職務擔當者即ち僧職者と然らざるものを生じた事に、その端を發するのである。即ちプレスビテラスがビショップとエルダースとに分たれ、而も此のビショップが、使徒の承繼者であるとの思想が次第に擴まる事となつたのである、かくて、僧と俗人との間の溝が次に擴まり、遂に五、六世紀頃には、俗人は全くの精神的幼年者に墮するに至つたのである。又一方に於て各地方教會の僧職の間に、次第に首座 (*Præmuntres*) が生ずる事となつたのが、カソリック教會成立の第二の要因であつた。之は、第四世紀の頃からの、首都の大監督の力によつて生じたものであつて、かゝる大監督即ち地方首都の第一位の僧は、次第に他の少都市の兄弟の上に、支配權を獲得する事となつたのである。換言すれば、地方自治は漸次失はれ、各地方教會の内部に於て、僧職者が支配すると共に、全教會を支配する普遍的教會即ちカソリック教會が出現したのであり、而も此の普遍的教會に於ては、序列をなす僧職者が、使徒の傳承の權威と序列の力によつて支配する事となつたのである。若し、それ迄の教會が、ギリシヤ都市國家的であると云ふならば、カソリック教會は、まさにローマ帝國の國體であつた。而して夫は單にローマ帝國の組織を、カソリック教會が形式的に採用したのみでなく、ローマ帝國とカソリック教會とはまさに一體のものである事を意味するの

である。

宗教改革者は、かゝる状態に對して挑戦したものであるが、夫は先づ僧職者の精神的支配を否定する事から出發した。即ちキリストの仲保による神への不斷の接近が、改革者の最大の目標なのであつた。然し上述した所から明かである如く、僧職者の支配は、教會組織と不可分の關係にあつたのであるから、僧職者の仲保を否定する事は、同時に、カソリック教會の組織を否定する事となり、又否定しなければならなかつた。従つて當然に信仰者の新しい組織が生み出されなければならなかつたのである。然し、ルツターは此の重要な點には無關心であつたと言つても過言ではない。ルツターはすべての眞の信仰者は一般に僧であると云ふ點に、熱情的に固執し、僧職階級を否定したが、教會の精神的獨立と特權については、何等の注意をばなかつたのである。彼はかへつて、當時の現世的權力の所有者例へば王侯が、宗教上の優越を有すると言ふ事に單純に満足し、之に關する理論を展開する事をせず、又かくの如き事情の下に於てこそ彼の改革事業がよく遂行される事を信じて居たもの、如くであつた。此の傾向は、ドイツの宗教改革者には一般的のものであつたと考へられるのである。

然るに、ドイツ以外の地に於ける改革者は此の點に於てルツターとは異なる道をあゆんだのであつた。彼等は聖書殊に新約を始源的教理の探求の爲のみでなく、又始源的教會組織の探求の爲に熱心に研究したのであつた。斯る探求者は、各々遠隔の地に於て、各々個別的に研究を行つたのであつたが、その大部分は得た所の結論に於て一致したのであつた。此の一致して得た教會組織は即ち聖書に現はれた、ユダヤ的遺産がギリシヤ的確認を得た所の長老團の組織なのであつた。此の長老主義の組織はカルビン (Jean Calvin 1509-1563) のインスチテューチオ (Institutio religionis christianae, 1536) とジュネーブ教會規約 (Ordonance ecclésiastiques de l'Église de Genève, 1541) に於て明確に定型化され、又カルビンがジュネーブ及びフランスに於て實踐した所、又彼のジュネーブの神學校に於ける訓練を通じてあまねく歐洲中に宣布されたのであつた。之によつて歐洲の改革者であつて

教會組織の探求に志したものは、強くカルピンの影響を受けるに至り、英國には、カルピンの思想は直接にジュネーブから又同時にカルピンのなるものがスコットランドから入り來つたのである。

カルピンが樹立せんとした教會組織は如何なるものであつたであらうか。その中心觀念は、教會の職務擔當者は唯一の仲保者キリストイエスの説教者にすぎないと言ふ點にあるのは、當然であるが、インスチチュートに現はれた所からはその組織を次の如くに要約し得るであらう。即ち、

一、各教會の牧師團は相互に獨立したものであつて、かゝる牧師は教會によつて正式に招かれ且つ任命せられたものである事 (Inst. iv 3. i. 3.)

二、年長の監督者が、信仰者の間から選ばれ、規律の戒告と實行とを牧師と共に行ふ事 (Inst. v 3. 8)

而して、かゝる年長の監督者 (Elders, ancjens) と牧師 (Minsters) とが長老であり、此の長老團に各教會の支配は勿論、全教會の支配が一任せられるのである。夫は一の法廷組織であつて、審級制をなして居るのである。

右の如き組織は長老者團に、各地方教會、又全教會の支配權を附與するものであつて、若し彼の理想とした所が全面的に實行されたならば、夫はローマ教會を完全に破壊する強固な體制であり新しい神政制度實現となるのであつた。然しカルピンはその全權を握つたジュネーブに於てさへも、彼の理想とする所を全面的に實現し得た

註九

ではなかつた。二つの力が彼の理想の實行を妨げたのであつた。その一は、人々があまりに宗教的専制に對し恐怖を抱いて居たと言ふ事である。ローマ教會の束縛は極めて強力なものであつたのであるから、人々はプロテスタントの下に於ても、同様の事が行はれるのを甚だしく懼れて居たのであつた。カルピンの説く所は、強固な神政であつたのであるから、ローマの再來を懼れる人々は、精神的専制の實現に對して強い反對を表示したのであつた。第二の力は、都市權力であつた。當時都市は、既に次第にローマ及び封建諸侯の勢力下にありながら、その力を著へ、市民の私生活に對しては、相當強力な干涉を行つて居たのであつた。かゝる状態に於てはカルピ

ンもその理想の實現については、或程度迄都市當局と妥協を行はざるを得なかつたのである。ジュネーブに於ては市執政官は信仰者の行狀に關して或程度の監督權を有する事となつたのであつた。

斯の如く市當局の權力が教會組織に影響を及ぼしたと言ふ事は、見方を變へれば、人々の生活原理が宗教のみ依存する時代が、やうやく去りつゝ、あつた事を示すものに外ならない。而もカルピンは此の事については、之を止むを得ざる妥協と見、生活の根本原理は依然として神政の中に存する事を確信して居たものと考へられる。此の彼の理想が、ジュネーブに於ても、又フランスに於ても、完全には實現されなかつた事は、カルピン派の人々をして、益々その理想の實現に邁進せしめる事となつたのである。彼等はあくまで理想を追ひ、何處かに於て之を實現せんと熱望したのである。此の理想の實現の場合に、その中心觀念となつたものは、ジュネーブ體制ではなく、フランスの組織でもなく、インスチテューチオに現はされた所であり、尙更に進んで之等の根柢をなす所のカルピンの思想そのものであつたのである。而して之こそ實に、カルピンの神政的貴族主義として要約される所のものである。

上述のインスチテューチオに現はれた所を見れば、長老は、信仰者の間から選ばれるのであるから、夫はデモクラチックな傾向を有するものと見えるのである。然しかゝる組織がデモクラチックであると言ひ得る爲には先づ、かゝる選ばれた人々の總體が支配する事が必要であると、言はなければならない。換言すれば、かゝる人々の會議が支配力を有して始めてデモクラチズムの第一の條件が充たされるのである。カルピンの體制に於ては、長老は選ばれた人であるが、かゝる人々の會議に對しては、かゝる人々にあたへられて居た權限の直接行使は、決して許されて居ないのであつた。即ち全體の會議は個々の長老よりも微力なのであつた。換言すれば、カルピンは選ばれた人が選ばれたる所以即ち神の賜物を有する人である點に着目し、その賜物の充分な伸張を神の命と考へたのであつて、すべての信仰者がかゝる賜物を有する事、又その上に全體の會議が構成せらる可きも

のであるとは、考へなかつたのである。即ち彼の思想の中には、夫をデモクラチックと言ひ得る爲には、神學的にも最も重要なものが一つ缺けて居たのであつた。その重要な缺けたるものこそ、分離派の人々が熱心に模索したものであり、十八世紀に至つて意外にも神を離れて結實したものなのである。而も之はルツターの主張から導き出す方がカルビンの夫から導くよりも遙かに容易なものであつた。夫は即ち、個人の尊貴の根源性に關する原理であつて、十八世紀の人々によつて「自然權」(droits naturels)と名付けられたものである。然し、自然權とキリスト教思想特にルツターの夫との關係に關する論述は、後に譲つて、カルビンの思想について、論究を續ける事とする。

元來、カルビンの神學に於ては、神は恣意的且つ絶對的な意志として、表現されて居るのである。神は威力ある王の王であり、その權威は普遍的且つ非制約的である。而してかゝる神の觀念に、彼は舊約のヘブライ的遺産を附與したのであつた。古代ヘブライの思想家は彼等の神エホバの王的屬性を叙述する際に、彼等の知る限りの、又彼等の憧憬する限りの、現實、非現實の東方的君王の形態を借り來つた事は明白な事實である。彼等はそれしひたげられた運命の間に、彼等の周圍の巨大な主權者——神話的、又現實の——の屬性を兼ね備へ、而も之等の上に君臨するものとしてのエホバを創出したのであつた。舊約に於ては、エホバはその王座の周圍にケルビム (Cherubim) (出エジプト記第六章一節詩篇第十八章十節エゼキエル書第十章エヅラ書第二章五十九節) やセラビム (Seraphim) (イザヤ書第六章二節一七節) や其他數多くの神をしたがへてその王座につく最大の王として描かれて居る。之等の神々は、彼等がエジプト、アッシリア、ペルシア等から借り來つて、之をエホバに配したものに外ならない。かく舊約は君主的且つカスト的思想に飽和して居るのであるが、カルビンは、かゝるヘブライ的東方的專制君主の思想に、更に十六世紀の君主主義を混和して、彼の神の觀念を構成したのである。即ち彼の中心觀念は絶對主義的なものであつて、個人の尊貴なるデモクラシイの根本原理は、彼に於ては、自覺せられるに

は至らなかつたのである。奇怪にも彼は、宗教改革がその目標とした所のすべての制度と社會形態——夫はローマ帝國とローマ教會を通じて、古代東方の專制主義から傳つたものである——から逃れる事は出来なかつたのである。彼はかゝる主張を矯正する代りに、夫を新しく理由付け、その振幅を擴げたのであつた。

斯の如き、神を宇宙を支持するものとする絶對主義から、二つの重要なコロラリイが発生した。一は道德法の絶對性であり、他は神の裁斷の必要である。此の後者から神學的決定論が發出する。彼の豫定説 (Predestination) が即ち之である。而して此の決定論と人間の墮落なる聖書の叙述とが結び付いた所に「選ばれたる者」の説が生ずるのである。即ち人々の多數は、愚鈍、肉的、アダムの子等であり、罪に生れ、罪を負ふものである。かくて選ばれたる人々のみが、救はれる事となるのであつて、之はイザヤが既に指摘した如くなのである。

斯の如き神學によれば、個人は明かに如何なる意義に於ても、自由な魂ではあり得ない事となる。此處には、人間の完全性の觀念を容れる餘地は存しないのである。宇宙の支配者である神は、あらゆる人々の赴く所を豫め定めるのである。而してかくして救はれるもの、神に選ばれたる人々は、神の聖者に外ならないのである。彼等は神の教會に集ふ。彼等は義の使徒であり、神の意志が行はれ且つ義が不正を壓せんが爲に、地上の大業の爲に召されたるものに外ならないのである。

斯る思想を受容するのは、如何なる人々であるかは、その思想の特質からも明かとなる所である。此の思想の特質は、その貴族主義なる點に求める事が出来るが、英國に於ては現實に權力を有する階級層は、かゝる神學を最早や必要とはしなかつたのである。思想の受容は、現在の體制の説明の爲に行はれ、又將來樹立せんとする體制の基底となす爲に行はれる。當時英國の支配階層にあつては、彼等の支配を説明するものは、國教派の理論で充分であつて、カルピンの野心的なプログラムは彼等にはかへつて危険でさへあつたのである。何故ならば、カルピンの思想は、王と僧正と言ふ限定された個人の支持を目標とするのではなく、選ばれたる人々の發

展の根據を形成するものであつたからである。その上カルピンの思想は未だ充分に現實化されては居なかつた。故に力を有し、而もその力の具體的發現の途を求めつゝあつた人々にこそ、此の思想は受容せらる可き性格を有して居たのである。即ち英國に於て長老主義を奉じた人々は、中層階級の人々であり、又マサチューセツツペーに於て、植民地を構成した長老派の人々は、デエームズ一世（一六〇三年—一六二五年）時代の、貴族と市民との中間に位する人々であつたのである。彼等の大部分は富裕であり、又當時の高名の人物の近縁者もあり、更に又かゝる植民に賛成したものゝ中には後に重要な地位についた議會人もあつたのである。彼等の中には若し英國に留まつて居ても恐らくは大名をなしたであらう人物も決して尠くはなかつた。即ち彼等は力を有し、なさんとする意力をし、その理想を實現すべき舞臺を求め、而も英國に於ては、その理想の實現は望み難い状態に置かれて居た人々なのであつた。

最初のガバナー、ウインスロップ (John Winthrop) は當時四十二歳、サフオークで大エステートを持つカントリージェントルマンであり、アシスタントの一人イートン (Patton) はデンマーク法廷に於ける英國官吏であつたのである。斯の如き地位にある人々が階級社會の風に充分に浸潤して居る事は想像に難くない所である。彼等はすべてジェントルマンと見られる事を熱望し、新世界に於ても、舊世界に於けるが如く、半封建的な状態に於て、家の子郎黨を従へた生活を望んで居たのは當然であつた。彼等は階級を貴び、ジェントリーの傳統的權利を要求したのである。彼等はジェントルマンが支配し、人民が服従する雰圍氣を最上のものとしたのであつた。かゝる彼等の要求に神政的貴族主義が申分なく適合したのは當然であつたのである。尙然し又一方彼等の中には市民的氣質も大いにあつた事は見逃す事を得ない。彼等はいはゞ潜在的資本家であつて、土地所有を大にせんとし契約に鋭く、取引に熱心であつた。彼等は植民の初期に活潑な商人的生活に入り、西インド貿易の爲の船舶を建造し、ニューファウンドランド沿岸の漁業に加はつた極めて活動的な人々であつたのである。冥想的な思想家で

はなく、優れた行政官であり、熱心な現實的活動家であつた。^{註一〇}

斯の如き人々が、元來宗教的情熱を有し、自らを義の實現者と考へしめる神學をあたへられたのであるから、彼等が新天地に於て構成せんとし、又現實に構成した社會が如何なるものであつたかは、充分に想像のつく所と言はなければならぬ。ジュネーブの思想の具體的實現こそ彼等の目標であり、マサチューセツツベイ地方に於ける植民初期の統治は、之を度外視しては到底理解する事を得ないのである。然し私はその叙述に入る前に、彼等と相反する立場にあつたブリマウスの植民者達について論究しなければならぬ。

上述の如く、ルツターは彼の大主張である「すべての信仰者は僧」を具體化する教會組織を樹立するには至らなかつた。之は、かゝる形態の教會を持つ可き充分な信仰者の團體を彼が有しなかつた事によるものとも考へられるが、又一方には、再洗派に對する一般的恐怖が、その實現を妨げたものとも考へられるのである。再洗派については、上に觸れる所があつたが、之は宗教改革運動の最も急進的な分子であつて、傳統的形態をすべて離れて、原始キリスト教を再興せんとするものであつた。然しかゝる急進的分子が嫌忌を招いたのは、改革運動の初期にあつては當然であるのであるが、その思想中には、後に重要な役割を演じた部分を含んで居たのであつた。

即ちある再洗派のサークルに於ては、信仰者の生活のすべてを規整する、神と信仰者との間の聖約 (Covenant)

^{註一一}

の思想、又特に信仰者相互間の夫の原始的思想が、再興されたのであつた。此の思想は、大陸に於ては永續するに至らなかつたのであるが、その追放者のコロニーが英國に於て始められたのであつた。但し夫は同様に、公然たる形態を探るに至らず、ロンドン及びその隣接郡その他の地に於て、十六世初頭以來、秘密會合として存続して居たのであつた。此の思想の流れは、徐々にではあるが、次第に力強くなり、すべてを信仰者の友愛の純化に捧げる態度に迄進んで來たのである。かくて清教徒が、國教會の内に止まる可きか否かの問題に直面した時、此の思想の流れに居た人々は、かゝる殘留的態度を、彼等の教會に於けるキリストの首長に對する叛逆と考へ、彼等

の良心に働く神の言葉によつて、敢然として國教會からの分離を決心したのであつた。かゝる分離派の思想はブラウン (Robert Brown) の著書 (Book which sheweth the life and manners of all true christians, 1682) によつて明かにされたのである。^{註二}而してブラウンは此の分離の根據を、神と神の人々との間のコベナントに置いたのであつた。かゝるコベナントはキリストのおきてに従つて、個人的にも團體的にもすべての信仰者の行動を支配するものと見たのである。かゝる契約の立場に立てば、あらゆる信仰者は同等の地位を有し、彼等を支配するのは、神と彼等以外には存在しない事となるのである。教會役員の權威と任務とは、人々から發するのではなく神から出るものであるが、之は教會の正當な同意の下に行はれるのであり、又姉妹教會間の會議は、同様にかゝる立場に於て認められるのである。故に教會は孤立するものではないが、何れも自治的存在を有するものなのである。

斯の如きブラウンの思想が、再洗派から出たものであるかについては疑問の餘地は充分にあるが、コベナント思想に改革的意義を附したのは再洗派に求む可きであり、ブラウンに對するその影響も肯定すべきものと考へられるのである。兎も角、ブラウンのかゝる思想は、後の分離派の發展の重大な基底となつたのであつて、現世の支配者は、教會について何等の權利を有せず、又宗教は神の前に於ける個人の良心の事項であるとの思想が確立され、すべての組織は之から出發すべきものとなつたのであつた。かくては教會の形態は、組合的 (Congregational) なものならざるを得ないのであつて、彼等が組合派と呼ばれるのは、此の點に發するのである。

ブラウンは一五八〇年頃に、かゝる教會の最初のを樹立し、次第にその數は増加して行つたが、エリザベス時代の弾壓によつて、その多くは英國を去り、アムステルダムに於て教會をつくり始めたのであつた。此のアムステルダムに逃避したものの中、スクルービー (Scrooby) で會合して居たものがあつたのであるが、之は一六〇八年に英國を去つたものであり、一六〇九年にはアムステルダムから更にライデン (Leyden) に移つたのであ

つた。^{註三}此のスクールビーライデン教會は、ロビンソン (John Robinson) の指導下にあつたのであるが、彼等はオランダの自由な寮圍氣の中で、反抗的態度を次第に失ひ、寛容をその特性とする様になつたのである。かゝる思想を有するライデン教會員中のエルダー、ブリュスター (William Brewster) が率いた一團がメイフラワーに乘船した人々であつたのである。彼等の大部分は貧しい一介の農夫或は田舎出の人々であり、此の點に於て、マサチューセツツベイの人々とは大いに異るのであつた。彼等は、大陸に於いて、英國の出來事と絶縁されて日を送り、且つ寛容なロビンソンの指導下に於て、原始的な組合派の教説と慣行とに於て訓練されて居たのであつた。アメリカに渡航する際には、彼等は彼等と共に意識的に、デモクラチックな組合意識を持ち來つたのであつたが、之は彼等の單純な要求に合し、且つ日常生活の經驗から次第に形を整ふるに至つたものであつた。而して此のデモクラチックな教會組織は船上で起草された植民地契約によつて補充されたのであるが、此の新團體の組織法が、神と人、又神の人々の間の契約に存する事は、上述した所から明かであらう。此處に於ては、人々はすべて神の人として平等なのである。近代デモクラシーの根本原理である、個人の尊貴性の根基或は自然權の説は勿論未だ確立されるには至らなかつたが、人々が神との關係に於て、平等であるとの原理が、教會組織の又市民組織の根基となるに至つたのである。各人は侵す可からざる地位を有するが故に、教會を支配するものは、教會員であり、又全教會を支配するものは、教會員の構成する會議即ち組合 (Congregation) に外ならない事となるのである。

かゝる思想を根基として、プリマウスに彼等が組織した社會の内容については、後述するが、長老派の人達の社會との對照に於て、特に注目すべき事は、組合派の人々の構成せんとした處は、オランダに於て、既に經驗を得たものであつた事である。長老派はその野心的なプログラムを新天地に樹立せんとしたが、組合派は、彼等の苦難の時代にその新らしい社會の經驗を充分に積んで居たのであつた。夫は最早プログラムではなく、構成物で

あり、そこには熱情はそれ程必要でなく、着實な努力のみが要求されて居たのであつた。之は彼等の強みであり長老派との抗争に於て充分な働きをなし得べき特點であつたのである。

註一 美濃部達吉博士 米國憲法の由來及特質 九二頁

註二 同 上 九〇頁

註三 シェンタルマンとは Gentry の階級に屬するものと言ふ騎士の子孫、裕福な土地所有者達がその中に含まれる。之については後に英國の土地法を論究する際に詳論する。

註四 André Maurois 英國史 水野氏著譯下卷 一一三頁

註五 v. Parrington, The Colonial Mind, P. 11.

註六 Lightfoot, Essay in Commentary on the Epistle to the Philippians. W. Young Preysbyterianism. Encyclopaedia Britannica 11th Edition. Vol. 22

註七 Horst, The Christian Ecclesia, J. Bartlet. Congregationalism, En. Bri. 11th Edition. Vol. 6.

註八 Hart. *ibid.*

註九 Young *ibid.*

註一〇 彼等のかゝる現世的活動とカルベニズムとの間の關係については後に彼等の經濟的發展について論究する際詳論するが、ウエーナーの高名な研究は勿論之に對する貴重な示唆である。

註一一 C. Barrage, The Church Covenant Idea, 1909. Bartlet, *ibid.* コベンナント思想は聖書に基く所であるが、カルベンの教説との關係は後述する。

註一二 C. Barrage, The true story of Robert Brown P. 7. 11. f. Bartlet, *ibid.*

註一三 Bradford, History of Plymouth Plantations chap. 1. P. 31. Bartlet, *ibid.*

註一四 H. Lodge, A short History of the English Colonies in America, P. 341

附 記

筆者は、植民地時代のアメリカの思想的發展に關する考究をなしつつあるものであるが、本稿はその一部であつて、アメリカ思想の淵源としての英國的背景について敘述したものである。筆者は思想の研究に於ては現實に現はれた社會制度、經濟組

織を材料として、斯の如き制度、組織は如何なる思想にその淵源を發するものであるかを論究するのがその方法であると考へるものである。故に本稿は、ニューイングランドに於ける各般の制度、組織の敘述の結論とも言ふ可きものであつて、いはゞ假設を除いた終結或は證明とも言ふ可く又夫自身としても紙數の制限の爲極めて不完全なものとならざるを得なかつたものである。然し一方時間的には之等の思想が制度組織の前提をなすものであり、その上アメリカ思想の特殊な點は、夫が英國で發したものであるに拘らず、英國的基底を缺いた社會條件の下で特異な發達をしたものである點に存するので、此の二點から見て未完成のものであるが敢て發表する事としたのである。

更に此の様な未完結のものを貴重な研究に當む、上原教授記念論文集に加へる事は、まことに遠慮すべき事と言ふ可きであるが、之は植民學にいささかでも關係ある論究を寄せたいとの筆者の微意に出づるものとして教授並びに執筆者各位の御許しを願ひたいのである。

尙ほ一つ私情を述べる事を許して頂く事とする。本稿を草するにあたつて筆者の参考とした文獻の多くは、亡父所藏のものであり、殊に亡父が青年時代、ニューイングランド及びその近傍に於て勉學中に讀んだものが多いのであつて、この意味に於て本稿及び之に續く可き諸論究は筆者には深い感慨をあたへるものなのである。(十九、七、二〇)